

国見町条例第 30 号

国見町債権管理条例の一部を改正する条例

国見町債権管理条例（平成 23 年国見町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 2 項」を「前項」に改める。

第 19 条の見出し中「その他」を「公課及びその他」に改め、同条第 1 項中「その他」を「公課及びその他」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。